

答申第1号

諮問第1号

件名：上下水道部及び産業建設部（旧名称を含む）の「事務引継事項報告書」、「部・課長方針書」に関する文書の公文書一部公開決定に関する件

答 申 書

1 審査会の結論

愛西市長（以下「実施機関」という。）が、別表「対象公文書」欄に掲げる「本件公文書公開請求」に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）の一部公開決定処分（以下「原処分」という。）において非公開とした部分のうち、「非公開とすべき部分」欄に掲げる部分については、非公開とすべきであるが、その他の部分については、公開すべきである。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和4年5月26日付けで愛西市情報公開条例（平成17年条例第8号。以下「条例」という。）に基づき行った公文書公開請求に対し、実施機関が令和4年6月9日付けで行った原処分の取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由の要旨

ア 「個人の氏名、住所又は特定の個人を識別することができる情報」を非公開としたと主張するが、当該文書及び該当行、該当文字箇所の特정이されていない。非公開にするならば、「〇〇文書の第〇行の〇文字～〇文字が個人情報に該当するため非公開」と記すべきである。また、個人の氏名、住所の非公開には同意するが、「個人を識別することができる情報」とは具体的に何を指すのか。拡大解釈がなされているおそれもある。

イ 南河田交差点の隅切りによる交差点改良の必要性は、既に愛西市民に知られていることであり、愛西市が地権者に提示した隅切り案や買収予定価格等は公開すべきである。用地買収に対する愛西市の主張が妥当なものであるならば、いたずらに地権者の顔を伺うことではない。条例第5条第5号は、「素直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とき非公開を認めるものであって、これらを公開したからといって意見交換ができなくなったり、中立性が損なわれたりするわけではない。「今後必要となる用地の買収」などを持ち出すのは、まったくの失当である。正しい用地買収交渉をしていたことを示すことこそ、今後の用地買収を円滑に進めることに繋がる。また、条例第5条第6号イは「市及び関係機関に財産上の利害又は、当事者としての地位を害するおそれがある」とき非公

開を認めるものであって、これも該当しない。「今後必要となる路線選定や用地取得等に対し他利害関係者からの不当な干渉や競合を生み出すことが予想され、・・・」と述べるが、これも失当である。正しい用地買収交渉を示すことこそ、今後他利害関係者からの不当な干渉等を防ぐことに繋がる。そもそも予算書、決算書には用地買収時における土地の取得面積や取得価格は載るのである。条例第5条第5号及び同条第6号イの適用においても、「〇〇文書の第〇行の〇文字～〇文字が該当」と記述すべきである。

ウ 件名の非公開について、条例第5条第2号、同条第5号及び同条第6号イを適用し非公開とすることは不当であり、令和2年7月20日付けの公文書公開請求に対する処分に対し行った異議申し立てに対し、愛西市情報公開審査会から「原則公開の理念のもとに解釈・運用されなければならない」との答申が出されている。この答申が市全部署に浸透していないことは、問題である。

エ 以上述べたように、実施機関が行った原処分は、条例の誤った適用であり、決定処分の取消しを求める。

3 実施機関の弁明の要旨

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 本件請求文書は、事務事業の円滑な引継ぎを目的に、今後の展望についての予想等を含め記載したものであり、必ずしもすべての内容が確定しているものではない。実施機関は、このような事情を考慮したうえで条例第5条各号に規定する非公開情報に照らし、原処分を行った。

イ 非公開としたことの理由について

(ア) 個人の氏名、住所又は特定の個人を識別することができる情報

当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であることから、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報を非公開情報とする旨を定めた条例第5条第2号に該当する。

(イ) 南河田交差点の交渉に関する情報

南河田交差点の交渉は、用地買収を伴う事業であり、本件請求日現在において、進行中の事業である。協議内容、本件に記載された内容について公開されることにより、交渉方法に関する率直な意見交換若しくは、方針決定に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため第5条第5号に該当する。また、当該部分は、交渉対象者との契約、交渉に係る事務に関する情報であり、公にすることによって、今後必要となる用地の買収等に対し他の利害関係者からの不当な干渉や競合を生むことが予想され、当該事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそ

れがあるため条例第5条第6号イに該当する。

(ウ) 新たな工業団地に関する情報

当該部分は、新規工業団地計画策定に関する内容であり、本件請求日現在において、関係機関との協議・調整を行っているものである。本件請求文書に記載されている内容は、工業団地造成予定地の選定及び概要等についての計画、協議内容又は課題等といった事業に関する情報である。これを公にすることにより、当該事業の性質上、今後必要となる地区内計画や用地取得等に対し他利害関係者からの不当な干渉や競合を生むことが予想され、当該事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため条例第5条5号及び第6号イに該当する。

(エ) 日光川右岸堤防災害道路への取付道路に関する情報

当該部分は、新規路線に関する内容であり、現在、路線の選定及びそれに伴う用地の確認を進めるとともに、関係機関との協議・調整を行っている。本件請求文書に記載されている内容は、路線及び対象用地の選定等についての計画、協議内容又は課題等といった事業に関する情報である。これを公にすることにより当該事業の性質上、今後必要となる路線選定や用地取得等に対し他利害関係者からの不当な干渉や競合を生むことが予想され、当該事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため条例第5条5号及び第6号イに該当する。

(オ) 以上のとおり原処分には、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

ウ 条例第5条各号の該当性について

(ア) 条例第5条第5号の該当性

条例第5条第5号は、市の機関内部等における審議、検討又は協議に関する情報について、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、市の意思決定の中立性を保護する観点から非公開とする旨定めたものである。本件請求文書は、市内部において審議、検討又は協議を行ううえで、慎重な対応を要するものである。その内容については、事業の今後の展望についての予想等を含め記載したものであり、記載された情報の不確実・不完全な要素が完全には払拭できないものである。そうした不確実・不完全な情報をもとに示した、内容の一部が一人歩きし、様々な誤解や憶測を生むことが容易に想定され、同号に該当するものと考える。また、公開しないことを前提とし、市と関係機関との信頼関係に基づいて率直な相談を行っているものであることからすれば、公開することにより、関係機関との信頼関係を損ないかねず、今後の事業遂行における率直な意見交換に支障が生じるおそれがある。

(イ) 条例第5条第6号イの該当性

条例第5条第6号では、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、

公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ等のあるものについては、非公開とする旨定めた規定である。本件請求文書は、用地買収を前提とした事業であり、交渉に関する内容を公開することは、今後事業を行う上で、地権者に交渉の内容が、世間一般に公開されることが前提条件として付されることとなるため、地権者が交渉自体に応じる事を嫌悪することが予想され、今後の事業進捗に支障をきたすおそれがある。また、用地の取得については、事業箇所の選定をする上で、様々な条件の中から最適な用地の選定を行うものである。その情報が公開されれば、事業箇所の選定後に悪意の第三者による、事業に対する干渉の可能性が排除できず、事業自体が頓挫するおそれが否定できない。

これらのことから交渉の公正、円滑な進捗を妨げ、契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるものであり、条例第5条第6号イにあたる。

(3) 結論

以上のとおり原処分には、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 原処分に至る状況

ア 審査請求人は、令和4年6月9日付けで「上下水道部および産業建設部（旧名称も含む）の「事務引き継ぎ報告書」、「部課長方針書」の一切（合併後～現在）」について公文書公開請求を行った。

イ 実施機関は、当該文書に記載されている個人の氏名、住所又は特定の個人を識別することができる情報、南河田交差点の交渉に関する情報、新たな工業団地に関する情報及び日光川右岸堤防災道路への取付道路に関する情報については、条例第5条各号において規定する非公開情報にあたるとして、原処分を行った。

ウ 審査請求人は、原処分で非公開とされているものは、いずれも一般的な行政情報であり、特段非公開にする理由と必要性はなく、原処分は取り消されるべきだとし、令和4年8月3日付けで審査請求を行った。

(2) 条例の定め

ア 条例第5条では、実施機関は、公開請求があったときは公開請求に係る公文書に非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければならないと規定されている。

イ 条例第5条で第2号では、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報と規定している。

ウ 同条第3号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業

に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（同号ア）、又は実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にされているものその他当該条件を付することが合理的であると認められるもの（同号イ）を非公開情報としている。

エ 同条第5号では、市の機関及び国の機関並びに他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として規定している。

オ 同条第6号では、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ等のあるものを非公開情報として規定している。

カ 第6条第1項では、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならないと規定されている。

（3）判断に当たっての基本的考え方

条例は第1条に規定されているとおり、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民との信頼関係を深め、公正で民主的な開かれた市政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則公開の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

（4）審査会の具体的判断

当審査会は（3）の基本的考え方に基づき、公文書公開制度が原則として公開であること及び非公開情報が記録されている部分を容易に区分できる場合は、その部分を除いて公開することを考慮したうえで、本件請求文書のうち別表「非公開とすべき部分」欄に掲げる部分が「非公開としたことの理由」欄の理由により条例第5条各号で規定する非公開情報にあたるとして、その部分については公開すべきでないと判断した。

したがって、別表「非公開とすべき部分」欄に掲げる部分以外については、非公開とすべき理由がないため公開すべきである。

（5）まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (条例 第5条)	非公開としたことの理由
27 事務引継事項報告書【企業誘致対策課長】	・3の項「これまでの経緯及び現状」の欄中、1行目1文字目から2行目11文字目まで	第2号	企業誘致事業に伴う近隣住民に関する情報であって、当該事業における近隣住民数が限られることから当該部分の公開によって、他の情報との照合により個人を特定することができる情報にあたる。
28 部・課長方針書	・「2. 解決すべき課題（問題）」No.2の項「課題（問題）解決のための対応内容」の欄中、1行目1文字目から16文字目まで、2行目1文字目から6文字目まで、12文字目から18文字目まで及び4行目3文字目から7文字目まで	第3号	工業団地区域内に不法占拠しているとされる法人等に関する情報であり、公にすることで当該法人等の信用等が失われ、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
平成30年度事務引継事項報告書	・5の項「概要（経緯、現状等）」の欄に記載された事項	第5号	愛西市佐織工業団地に関する地域住民との交渉に関する協議内容等に関する情報であり、途中経過における協議内容が公開されることによって、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。
		第6号	愛西市佐織工業団地に関する地域住民との交渉に関する協議内容等に関する情報であり、個別の交渉内容について公にすることによって、市及び当該住民の地位を不当に害するおそれがある。

本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (条例 第5条)	非公開としたことの理由
令和元年度(平成31年度)事務引継事項報告書	・2の項「概要(経緯、現状等)」の欄中、1行目1文字目から2行目14文字目まで	第2号	南河田交差点改良の用地取得における地権者に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。
		第5号	請求日現在においても継続している事業に係る審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、外部からの干渉等の影響を受けること等が想定され、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるほか、未成熟な情報が公にされ又は情報が尚早な時期に公にされることにより、協議に関与した者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。
		第6号	地権者に提示する条件など具体的な交渉内容に関する情報であり、公にすることにより、外部からの干渉等の影響を受けること等などが想定され、事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある。
	・6の項「概要(経緯、現状等)」の欄中、1行目1文字目から29文字目まで	第2号	愛西市佐織工業団地に関する地域住民との交渉に関する協議内容等に関する情報であり、公にすることによって、近隣住民個人の権利利益を害するおそれがある。
		第5号	愛西市佐織工業団地に関する地域住民との

本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (条例 第5条)	非公開としたことの理由
			交渉に関する協議内容等に関する情報であり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。
		第6号	愛西市佐織工業団地に関する地域住民との交渉に関する協議内容等に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	・7の項「件名」及び「概要（経緯、現状等）」の欄	第2号	愛西市佐織工業団地に関する事業に伴う近隣住民との交渉内容に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、個人の権利利益を害するおそれがある。
		第5号	愛西市佐織工業団地に関する事業に伴う近隣住民との交渉内容に関する情報であって、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。
		第6号	愛西市佐織工業団地に関する事業に伴う近隣住民との交渉内容に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、

本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (条例 第5条)	非公開としたことの理由
			その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
令和2年度事務引継事項報告書	・2の項「概要（経緯、現状等）」の欄中、1行目30文字目から2行目10文字目まで、3行目29文字目から4行目22文字目及び8行目8文字目から9行目3文字目まで	第5号	請求日現在においても継続している事業に係る審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることによって、外部からの干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、また、未成熟な情報が公にされ又は情報が尚早な時期に公にされることにより、協議に関係した者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。
		第6号	地権者との交渉に関する情報であるため、公にすることにより、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
令和3年度事務引継事項報告書	・1の項「概要（経緯、現状等）」の欄中、2行目17文字目から3行目24文字目まで及び3段落目	第5号	請求日現在においても継続している事業に係る審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることによって、外部からの干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、また、未成熟な情報が公にされ又は情報が尚早な時期に公にされることにより、協議に関係した者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。
		第6号	地権者との交渉に関する情報であるため、

本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (条例 第5条)	非公開としたことの理由
			公にすることにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	・2の項「件名」及び「概要（経緯、現状等）」の欄	第3号	地権者との交渉に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
		第5号	請求日現在においても継続している事業に係る審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることによって、外部からの干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、また、未成熟な情報が公にされ又は情報が尚早な時期に公にされることにより、協議に関係した者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。
		第6号	地権者との交渉に関する情報であるため、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	・7の項「概要（経緯、現状等）」の欄中、3行目30文字目から5行目11文字目まで、6行目34文字から7行目14文字目まで	第2号	用地交渉に係る地権者の情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることから、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (条例 第5条)	非公開としたことの理由
		第5号	請求日現在においても継続している事業に係る審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることによって、外部からの干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、また、未成熟な情報が公にされ又は情報が尚早な時期に公にされることにより、協議に関係した者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。
		第6号	地権者との交渉に関する情報であるため、公にすることにより、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 5. 17	諮問（弁明書の写しを添付）
5. 7. 14 (令和5年度 第1回審査会)	一回審議
5. 12. 26	答申